

第 2 0 2 2 0 0 1 7 4 1 6 7 号
令和 4 年 1 0 月 1 9 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 國米 洋一
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間
の短縮について (諮問)

鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第 5 4 号) 第 1 2 条第 1 項の規定
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと
おり定めることについて、同条第 3 項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、許可の有効期間を別添案のと
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当
漁業調整担当 足立
電 話 : 0857-26-7318
ファクシミリ : 0857-26-8131

(案 1 : 県内者に対する許可)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	2
三重網漁業	日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	2

(2) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1 そうまきはまち狩刺網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	3

(3) かが網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かわはぎかご網漁業	鳥取県沖合	10トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1

(4) 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
とびうおまき網漁業	鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	5トン未満	定めなし	5月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年11月1日から同年11月30日まで

3 許可の有効期間

(1) 固定式刺網漁業

1) 一重網漁業

許可日から令和8年3月31日まで

2) 三重網漁業

許可日から令和5年10月31日まで

(2) まき刺網漁業

許可日から令和5年3月31日まで

(3) かご網漁業

許可日から令和6年9月30日まで

(4) 小型まき網漁業

許可日から令和5年4月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(案 2 : 県外者に対する許可)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置及び申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容
小型いかつり漁業 (県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					秋田県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					新潟県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	8
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	20
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	5
					最大高潮時海岸線から 27, 000 メートル以遠の鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	28					

					岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					富山県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					石川県に住所又は漁業根拠地を有する者	4
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	8
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					山口県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					佐賀県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	25

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月1日から同月30日まで

3 許可の有効期間

令和5年1月1日から同年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(案3：県外者のうち、漁期途中で許可を希望する者に対する許可)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置及び申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格(※)	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数(※)
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満	〇〇道県に住所又は漁業根拠地を有する者	〇
	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満	〇〇道県に住所又は漁業根拠地を有する者	〇

※ 許可希望のあった道県に住所又は漁業根拠地を有する者に対し、許可希望隻数を予備枠(10トン未満5隻、10トン以上5隻)の範囲内で公示する。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

各道県水産主務課と鳥取県漁業調整課が協議して適当と認める日から2週間まで

3 許可の有効期間

許可日から令和5年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について

令和 4 年 1 0 月 2 5 日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	2	新規着業・就業
	三重網（中海及び境水道を除く）	2	〃
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	3	〃
かご網漁業	かわはぎかご網漁業	1	〃
小型まき網漁業	とびうおまき網漁業	1	〃
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業 （県外船）	163 （内、10は予備 枠として漁期途中 の希望があった際 に公示する）	許可期間満了に伴う （現許可の満了の日： 令和4年12月31日）

(2) 申請期間

令和 4 年 1 1 月 1 日（火）から令和 4 年 1 1 月 3 0 日（水）

※ 県外の者に対する小型いかつり漁業許可のうち、漁期途中に許可を希望する者に対しての申請期間は、各道県水産主務課と鳥取県漁業調整課が協議して適当と認める日から 2 週間までとする。

（1 月以上の申請期間を定めて公示することは当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる。）

3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間 (漁期途中の新規等の場合)	備考
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	許可日から 令和8年3月31日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。（※）
	三重網（中海及び境水道を除く）	許可日から 令和5年10月31日まで	〃
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	許可日から 令和5年3月31日まで	〃
かご網漁業	かわはぎかご網漁業	許可日から 令和6年9月30日まで	〃
小型まき網漁業	とびうおまき網漁業	許可日から 令和5年4月30日まで	〃
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業（県外）	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで (漁期途中は許可日から令和5年12月31日まで)	日本海沿岸域で一律単年許可としているため、短縮。（※） 漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。（※）

【参考】鳥取県漁業調整規則

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 ※